

いたずらはやめて!

昨年5月にオープンしたばかりの駅前のトイレ。このトイレの天井に濡れたトイレトーパーを投げて貼り付けるいたずらが頻繁に起きています。

みんなが気持ち良く利用するために整備したトイレが、一部の心ない人のいたずらによって、汚され、傷付けられる行為は許されるものではありません。自分の家のトイレへは、天井にトイレトーパーを投げて貼り付けることはきっとしないでしょう。

みんなのための「公共」のトイレです。マナーを守り気持ち良く利用しましょう。

いたずらを見かけましたら御代田町交番への通報もしくは町建設課までご連絡をお願いします。

問い合わせ先

建設課都市計画係(内線39・75)



▲天井に貼り付けられたトイレトーパーとその跡

確定申告は

お済みですか?

所得税・住民税の申告時期です。申告はお済みですか。確定申告が必要なのに期限までに申告を済ませなかったり、誤った申告をしたりすると、延滞税が加算される場合があります。期限内に正しく申告してください。

なお、町の申告相談は区ごとに指定日があります。詳しくは広報やまゆり2月号(2・3ページ)でご確認ください。

期間

3月17日(月)まで(土・日を除く)

受付時間

○午前の部 午前8時30分～11時
(相談は午前9時開始)

○午後の部 正午～午後4時
(相談は午後1時開始)

受付会場 役場第2会議室
(相談は午後1時開始)

申告会場 役場第3会議室

※毎週木曜日は午後7時まで申告相談を行います。指定日に相談できない方は、ご利用ください。

問い合わせ先

税務課住民税係(内線43・42)

予防接種忘れていませんか?

定期の予防接種を受けることは義務ではありませんが、法律で「受けるように努めなければならない」とされています。予防接種にはそれぞれ適した年齢があるので、適齢期に近い時期で、お子さんが健康な時に受けるようお勧めします。なお、複数回接種する予防接種は、接種間隔も定められていますので、ご注意ください。

定期予防接種の回数、標準的な接種年齢、対象年齢等については、平

成25年度保健予防事業実施計画表をご覧ください。

麻疹および風疹の予防接種

第二期(平成19年4月2日～平成20年4月1日生まれ)の接種期限は3月31日です。受け忘れないようにしてください。

問い合わせ先

保健福祉課健康推進係

(32) 2554

3月15日 しなの鉄道ダイヤ改正

しなの鉄道では、3月15日(土)にダイヤ改正を行います。JR線の時刻変更に伴う列車時刻の見直しと接続を改善します。また、平成26年4月1日の消費税率引き上げに伴い運賃改定を予定しています。詳しい内容は、下記へお問い合わせいただくか、しなの鉄道株式会社ホームページ(<http://www.shinanorailway.co.jp/>)をご覧ください。

- ダイヤ改正に関する問い合わせ先 しなの鉄道御代田駅 (32) 2041
- 運賃改定に関する問い合わせ先 しなの鉄道株式会社 代表:0268(21)4700/平日8:30~17:30

小諸市・軽井沢町・御代田町では、平成22年8月から小諸ー軽井沢間において上下線14本を増便する「しなの鉄道増便事業」を実施しています。軽井沢駅での新幹線接続など利便性が高まっています。お出かけの際には、しなの鉄道をご利用ください。

問い合わせ先 企画財政課企画係(内線54)

信州まつもと空港定期便(FDA)の夏ダイヤ(3/30~10/25)

信州まつもと空港定期便(FDA)が、3月30日(日)から10月25日(土)までの間、次のとおりダイヤ改正されます。無料駐車場も完備しておりますので、お出かけの際には信州まつもと空港をご利用ください。

■FDA運行ダイヤ【3月30日(日)~10月25日(土)】

路 線	出 発	到 着
札 幌 線	松本発 12:30	札幌着 14:00
	札幌発 14:30	松本着 16:05
福 岡 線	松本発 16:30	福岡着 18:10
	福岡発 10:20	松本着 11:50

- 予約・運賃・搭乗方法・運行状況などの問い合わせ先 FDAコールセンター 0570(55)0489
- 無料駐車場についての問い合わせ先 松本空港管理事務所 0263(58)2517

4月1日より火葬場使用料および霊柩車使用料が改正されます

改定後の火葬場使用料・霊柩車使用料

			佐久広域市町村 小諸市・佐久市 南佐久郡・北佐久郡 に住民票のある住民	その他の住民
火葬場使用料	大人(1体)	満12歳以上	11,300円	33,900円
	小人(1体)	満12歳未満	9,200円	27,600円
	その他(死産等)		5,600円	16,800円
霊柩車使用料	普通車 (特別車を除く) 1回	片道	11,800円	実質運賃金額 (業者に支払い)
		往復	16,900円	

※霊柩車の特別車(宮型車等)を使用する場合は、差額料金を直接霊柩業者に支払いとなります。

※3月31日までに受け付けした場合でも、火葬場および霊柩車の使用日が4月1日以降の場合は、改定後の料金となります。

問い合わせ先 佐久広域連合庶務課施設係 0267(62)7721